

松戸市火災予防条例第45条の4

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

- 第45条の4 消防長は、令別表第1に掲げる防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が法、令、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
 - 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。